

奈良県告示第二百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十五年十一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
森 広治	みき整骨院 大和高田市幸町七―三四 森本ビル一階	平成二十五年九月二日
木内 康仁	明快整骨院 橿原市内膳町一―三―一〇 陽光ビル一階	平成二十五年九月一日
渡邊 明子	心日和（訪問） 大和郡山市小泉町三六二八―四	平成二十五年十月十五日
宮澤 弥生	心日和（訪問） 大和郡山市小泉町三六二八―四	平成二十五年十月十五日
吉田 幸紀	よしだ整骨整体院 大和郡山市新紺屋町二二番地	平成二十五年十月七日
山崎 賢一	北生駒整骨院 生駒市真弓二丁目五―一	平成二十五年十一月一日
奥野 剛志	BEA U t h 整骨院 生駒市辻町七五二―三 一階C	平成二十五年十一月一日

高安 耀丞	
ここから整骨院 香芝市瓦口二二八八 ル一階 セイワビ	
平成二十五年十一月一日	